

坂井市上水道施設運転管理業務包括委託

プロポーザル実施要項

令和 8 年 7 月 1 日
坂井市建設部上下水道課

目 次

第1 業務概要

1. 目的	1
2. 業務委託の名称	1
3. 委託業務の区域	1
4. 委託業務内容	1
5. 履行期間等	1
6. 提案上限額	1

第2 参加事業者の募集に関する条件等

1. 応募参加資格	2
2. 募集に関する留意事項	2

第3 参加事業者の募集に関する手続き等

1. プロポーザルの実施スケジュール	3
2. プロポーザル参加手続き	3
3. 業務提案書等の作成に関する質問の受付	4
4. 業務提案書等の提出	4

第4 受託者の決定等

1. プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施	4
2. プロポーザルの選定方法	5
3. 選定結果の通知及び公表	5
4. 契約の締結	5
5. 契約費用の負担	5
6. 失格要件	5
7. 参加事業者が資格要件を喪失した場合の取扱い	5
8. プロポーザル参加辞退	6
9. 遵守すべき関係法令	6
10. 留意事項	6
11. 書類の提出先及び問合わせ先	6

第1 業務概要

1. 目的

この要項は、坂井市（以下、「本市」という。）が、「坂井市上水道施設運転管理業務包括委託（以下、「本業務」という。）」において、受託者の創意工夫により効率的な運営及び維持管理が実現できるよう、性能規定を定め、複数年契約で包括的に業務を委託するものであり、本市と受託者との協働作業により上水道施設運営管理の技術を築き上げ、安全で安定した上水道施設の運転管理を持続的に行うことを目的とする。

本業務を行う能力を有する事業者の中から、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験実績及び信頼性を有し、かつ社会貢献度の高い優れた事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な手続きについて定める。

2. 委託業務の名称 坂井市上水道施設運転管理業務包括委託

3. 委託業務の区域 委託業務の区域は坂井市内全域とする。

4. 委託業務内容

本業務の委託範囲は次に掲げるものとし、各業務の詳細については本業務の要求水準書で定めるものとする。

（1）浄水場運転管理業務

- ① 運転操作及び監視
- ② 水質管理
- ③ 緊急事態対応

（2）保守点検業務

- ① 日常点検
- ② 設備の保守点検
- ③ 小修繕
- ④ 各種点検時の立会い

（3）調達管理業務

- ① 薬品の調達及び品質・残量管理
- ② 燃料の調達及び残量管理
- ③ その他ユーティリティの管理

5. 履行期間等

本業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。

なお、受託者へ業務を円滑に引き継ぐため、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間は、業務の引継ぎ、研修等のための準備期間とし、これに必要な経費等は受託者の負担とする。

6. 提案上限額

本業務の上限額は、金162,140,000円（消費税及び地方消費税額を含む。税率は10%で算出）とする。

この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。

また提案見積金額は、上記の提案上限額を超えてはならないものとする。

第2 参加事業者の募集に関する条件等

1. 応募参加資格

(1) 参加事業者の構成等

プロポーザルに参加しようとする事業者（以下、「参加事業者」という）の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については本市の承諾を得た上で認める。

- ① 参加事業者は、単独事業者又は複数事業者で構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体で応募する場合は、構成員の数を2社までとし、協定書を添付すること。
各構成員は各々適切な業務を担当し、代表構成員を定めること。
- ③ 共同企業体は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出時に、代表構成員及びその他の構成員の企業名並びに各々が携わる業務を明らかにすること。
- ④ 参加事業者である単独企業及び共同企業体の構成員は、このプロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員になることができない。

(2) 参加事業者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる者であり、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

なお共同企業体で提案する場合も同様とする。ただし、⑦、⑧の要件はいずれかの構成員が満たせばよい。

- ① プロポーザルへの参加表明書提出時点で、坂井市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、本市から指名停止の措置（指名除外を含む。）を受けている者でないこと。
なお、参加表明書を提出した日から契約締結までの間に、本市から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- ② 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続き開始申立てをしていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をなされていない者であること。
- ④ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- ⑤ 本業務の委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- ⑦ 平成30年度以降において、給水人口規模5万人以上の水道事業体において上水道施設の運転管理業務を元請けとして受託実績があること。
- ⑧ 次に掲げる条件を満たす者を本業務に配置できる者であること。
 - ア 水道技術管理者（水道法第19条に基づく者）
 - イ 水道浄水施設管理技士（1・2・3級）（公益財団法人日本水道協会が認定する者）

2. 募集に関する留意事項

- ① 物品の調達については、市内業者を利用すること。ただし、市内業者で対応できない調達品についてはその限りではない。
- ② 受託者は、坂井市上下水道お客さまセンター業務の受託者と協力・連携し適正な運営に努めること。

第3 参加事業者の募集に関する手続き等

1. プロポーザルの実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとする。

項 目	予定
参加募集の公告	令和8年7月1日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年7月14日（火）
参加要請または参加資格確認結果の通知	令和8年7月17日（金）
業務提案書等作成に関する質問書提出期限	令和8年7月24日（金）
業務提案書等作成に関する質問書回答日	令和8年7月31日（金）
業務提案書及び提案見積書の提出期限	令和8年8月7日（金）
プレゼンテーション参加要請通知	令和8年8月中旬
プレゼンテーション等の実施及び審査	令和8年8月下旬
選定結果の通知	令和8年9月中旬
優先交渉権者との契約内容等の交渉	令和8年9月中旬～下旬
契約締結	令和8年10月上旬
業務引継期間	契約締結～令和9年3月31日（水）
委託契約に基づく業務開始	令和9年4月1日（木）

*上記のスケジュールは、公募時点での予定であり、応募の状況等によっては変更になる場合がある。

2. プロポーザル参加手続き

参加事業者は、次のとおりプロポーザル参加表明書を提出すること。

参加表明書等は、本市のホームページ内からダウンロードすること。

- (1) 提出期限 令和8年7月14日（火）午後5時（必着）
内容等に不備があるもの及び提出期限に遅れたものは受理しない。
- (2) 提出場所 坂井市建設部上下水道課
- (3) 提出方法 持参のみとし、郵送、FAX、E-mail 等による提出は認めない。
なお提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (4) 提出書類
 - ① プロポーザル参加表明書（様式運-1号）
 - ② 事業者概要書（様式運-2号）
 - ③ 商業登記簿謄本
 - ④ 財務諸表（直近2ケ年の貸借対照表及び損益計算書）
 - ⑤ 業務受託実績表（様式運-3号）
（契約書の写し等実績を有することの証明書類を添付すること）
 - ⑥ 共同企業体で提案する場合
 - ア 共同企業体概要書（様式運-4号）
 - イ 共同企業体協定書（写）
 - ウ 委任状

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格確認の結果については、令和8年7月17日（金）までにプロポーザル参加要請書（様式運-5号）またはプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式運-6号）より参加事業者に通知する。

3. 業務提案書等の作成に関する質問の受付

業務提案書等の作成に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに関する質問書（様式運-7号）により質問内容を電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和8年7月24日（金）午後5時とする。

(3) 回 答 日 令和8年7月31日(金) 全ての参加事業者に対し、電子メールで行う。

4. 業務提案書等の提出

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加事業者は、下記のとおり業務提案書及び業務提案見積書等を提出すること。

なお提出された業務提案書等は、返却しないものとする。

(1) 提出期限 令和8年8月7日(金) 午後5時(必着)
内容等に不備があるもの及び提出期限に遅れたものは受理しない。

(2) 提出場所 坂井市建設部上下水道課

(3) 提出方法 持参のみとする。

(4) 提出書類及び提出部数

① 業務提案書(様式運-9-1号~運-9-14号) 正本1部、副本7部

正本の表紙には社名の記載と社印を押印すること。

② 業務提案見積書(様式運-10号)及び内訳書 1部

③ プレゼンテーション及びヒアリング審査出席者報告書(様式運-11号) 1部

(5) 作成方法

① 業務提案書の作成方法は、様式運-9-1号から運-9-14号を使用し、用紙は日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成すること。

② 業務提案書を表紙として、頁番号を付けること。

(6) 業務提案書の内容

業務提案書は、本業務に関する提案について参加事業者として最も重要と考える事項、創意工夫を発揮できる事項を中心に記載すること。

(7) 業務提案見積書(様式運-12号)

業務提案見積書には、委託業務履行期間(2年間)の総額を記載し、その総額は消費税及び地方消費税(税率は10%で算出)を含む額とする。

また、見積書にはその内訳書(委託業務内容の詳細項目別)を添付すること。

見積書及び内訳書は、角形2号の封筒に封入・封緘し提出すること。

第4 受託者の決定等

1. プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

業務提案書等が提出された後、提案内容の確認等のために参加事業者に対してプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション参加要請書(様式運-8号)により通知する。

(2) 実施時間

各参加事業者の持ち時間は40分程度とし、概要説明を30分以内、ヒアリング審査を10分程度実施する。

(3) 実施方法

① プレゼンテーションの形式は自由とする。希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。

本市で準備する機材はプロジェクター、スクリーン各1式とし、その他必要な機材等は全て参加事業者で用意すること。

② プレゼンテーションは、提出された業務提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできない。

③ 出席人数は、業務提案書等の内容を熟知している者で5名以内とする。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング審査出席者報告書により、業務提案書と併せて提出すること。

④ 参加事業者が1者しかなかった場合でも、プレゼンテーションを実施する。

2. プロポーザルの選定方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、「坂井市上下水道事業包括的業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置する。

(2) 選定方法

- ① 選定委員会において、別途定める「評価基準」に基づいて参加事業者ごとに業務提案書及び提案見積書について評価及び採点を行い、総得点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。
なお、業務提案評価点が業務提案評価点配点の60%に満たない事業者は、上記の規定に関わらず優先交渉権者とししない。
- ② 最高得点の参加事業者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「業務提案評価点」の得点が高い方を第1順位とし、さらに同点の場合は、委員長がくじ引きし、優先交渉権者を決定する。
- ③ 参加事業者が1者であっても、参加資格を有し、提案見積金額が提案上限額以下であり、かつ選定委員会において上記アに規定する評価及び採点を行い、業務提案評価点が業務提案評価点配点の60%以上で委託業務を履行できると認められる場合は優先交渉権者に選定する。
- ④ この選定により委託契約の受託者や契約金額が確定するものではない。

3. 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、優先交渉権決定通知書（様式運-12号）またはプロポーザル審査結果通知書（様式運-13号）により通知する。

また、選定結果及び優先交渉権者名は、本市ホームページに掲載し公表する。

4. 契約の締結

本市は、優先交渉権者の決定後、優先交渉権者と提案内容等に基づき契約条件等について協議の上契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

5. 契約費用の負担

契約に係る費用は全て受託者の負担とする。

6. 失格要件

参加事業者が契約締結までに次の項目のいずれかに該当するときは、選定結果等にかかわらず既に決定した事項を取消し失格とする。

- (1) プロポーザル参加資格を喪失したとき。
- (2) 業務提案書等の作成及び選定に関して不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載が認められたとき。
- (4) 選定結果に影響を与える工作など不正行為が行われた場合。
- (5) 本要項に違反又は逸脱した場合。

7. 参加事業者が資格要件を喪失した場合の取扱い

- (1) 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書提出期限日）から業務提案書等提出日までの間に参加事業者が参加資格要件を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。
- (2) 参加資格確認基準日から、優先交渉権者決定日までの間に参加事業者が参加資格要件を欠くに至った場合、優先交渉権者決定の選定対象から除外する。
- (3) 優先交渉権者決定日から契約の締結日までの間に優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合は、失格とする。

8. プロポーザル参加辞退

参加を辞退する場合は、遅滞なくプロポーザル参加辞退届（様式運-14号）を持参により提出すること。

9. 遵守すべき関係法令

参加事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程等を含む。）を遵守するものとする。

10. 留意事項

（1）提案の個数

参加事業者は、一つの業務提案しか行うことができない。

（2）提案に関する費用

業務提案書等の作成、提出、及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。

（3）資料等の取扱い

本市が配布する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
また、業務提案書等については、原則として受託者を選定する目的以外には使用しないものとし、前記以外の目的に使用する場合は、参加事業者の同意を得るものとする。

（4）業務提案書等の公表

提出された業務提案書等は公表しない。

（5）業務の再委託

業務を一括して再委託することは禁止する。

ただし業務の一部については、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

（6）業務の引継ぎ等

受託者は、円滑に委託業務を履行することができるよう自らの責任において準備を行い準備に必要な経費を全て負担するものとする。

（7）権利譲渡の禁止

受託者は、本プロポーザルに基づく権利を他に譲渡し、または抵当権、質権その他使用を阻害する権利等を設定してはならない。

ただしあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

（8）使用言語、単位及び通貨

業務提案及び提案見積に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国内通貨を使用すること。

（9）その他

本市と優先交渉権者との間で締結する委託業務契約の解釈について疑義が生じた場合は本市と優先交渉権者とは誠意をもって協議するものとする。

11. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

坂井市建設部上下水道課

TEL : 0776-50-3130

FAX : 0776-67-2956

E-mail : jyogesui@city.fukui-sakai.lg.jp